

取引参加者に関する諸制度の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正等について

平成19年5月16日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所では、昨今、証券界を取り巻く環境が急激に変化していることなどに鑑み、以下のとおり取引参加者に関する諸制度について所要の見直しを行うため、「取引参加者規程」等の一部改正等を行うこととする。

取引参加者は、財産及び業務の内容に大きな影響を受けるおそれがある合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならないこととなっている。当該承認に関する申請手続き及び審査の内容については、運用上は決まっているが規定上明記していないことから、これを明確化するなど、合併等に関する承認手続きについて所要の整備を行うこととする。

取引参加者の経営実態について、より適切に把握しておく必要があるという観点から、例えば取引参加者が他の会社の子会社になった場合には当取引所に報告することとするなど、取引参加者が行う当取引所への届出及び報告事項について一部見直しを行うこととする。

その他、取引参加者における適切な注文管理体制の整備や取引資格取得審査に係る手数料に関し、所要の規定整備を行うこととする。

2. 改正概要

（備 考）

(1) 合併等に関する承認手続きの整備

合併等の通知

取引参加者は、合併等について承認を受けようとする場合には、当取引所が必要と認める事項について、原則として、当該合併等を決議又は承認する株主総会の日々の2週間前の日までに、当取引所に通知するものとする。

・取引参加者規程第20条第2項、同施行規則第12条

合併等の承認申請

取引参加者は、合併等について承認を受けようとする場合には、所定の承認申請書に、当取引所が必要と認める書類を添付して、当取引所に提出するものとする。

・取引参加者規程第20条第2項、同施行規則第13条

合併等の審査内容

合併等について承認を受ける場合における当取引所が行う審査は、取引資格の取得に係る審査に準じて行うものとする。

・取引参加者規程第20条第3項

承認後の継続報告

取引参加者は、合併等について承認を受けた場合において、財務状況その他の当取引所が必要と認める事項について当取引所から報告を求められたときは、直ちにその内容を当取引所に報告しなければならないこととする。

・取引参加者規程第20条第5項

(2) 報告・届出事項の見直し

他の者による議決権の過半数の保有に係る報告

取引参加者は、その議決権の過半数を他の者に保有される事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。

・取引参加者規程施行規則第14条(10)の2

法令違反等に係る報告

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、法令等に違反する行為又は当取引所規則に違反する行為が行われた事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。

・取引参加者規程施行規則第14条(14)の2

システム障害に係る報告

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。

・取引参加者規程施行規則第14条(26)の2

役員が他の法人の役員に就任した場合の届出の変更

取引参加者の役員が他の法人の役員に就任（又は退任）した場合について、届出事項から報告事項に変更する。

・取引参加者規程第21条(13)、同施行規則第14条(11)の2

(3) その他

注文管理体制の整備

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関して、過誤のある注文の受託及び発注を未然に防止するため、社内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備するものとする。

・取引参加者規程第26条の3、取引参加者における注文管理体制に関する規則

取引資格取得審査に係る手数料の納入時期の見直し

取引資格の取得申請者が、取引資格の取得の承認後に納入することとなる「入会金」について、その名称を「資格審査料」とするとともに、納入時期を「取引資格の取得申請後」に改める。

・取引参加者規程第5条第1項、同施行規則第2条第3項等

3. 施行日

平成19年5月21日から施行する。

以 上